

カンボジア王国
国民 信仰 国王

経済財政省

No. 114 MEF. BK

プノンペン、2008年2月15日

免税品目の決定に関する省令

上級大臣兼経済財政大臣は、以下を確認し

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の設立に関する2004年7月15日付勅令第NS/RKT/0704/124号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法を公布する1994年7月20日付勅令第02/NS/94号
- 経済財政省設置法を公布する1996年1月24日付勅令第NS/RKM/0196/18号
- 関税法を公布する2007年7月17日付勅令第NS/RKM/0707/017号
- 経済財政省の組織と機能に関する2000年1月20日付政令第04.ANK.BK号
- 経済財政省の優先業務

次の通り決定する

第1条

関税法第26条の定めるところにより、輸入関税及び公課の免除は、特定品目及び特定の適格輸入者に与えられる。

次に掲げる品目は、関税及び公課を免除される。

- a. 外交使節団、領事館、国際機関、外国政府の技術協力機関のため、又は、これらの機関により、公的な業務の実施に使用する目的で輸入された物品で、外交使節団の長及び外務経済協力省による証明書を添付している場合。
- b. 本条(a)項で述べた外交団及び機関の職員の個人的な使用に供する目的で輸入された物品。本条(a)項及び本項の実施は、現行の国際法及び当該政府との間での相互主義に基づかなければならない。
- c. カンボジアを原産とする物品または以前既に課税されている物品で、関税領域外にあったが、付加価値なしで再輸入された物品。
- d. カンボジア王国政府のその他の法及び規則の規定により、輸入関税及び公課が免除されている物品。
- e. 慈善のために寄贈された物品。調査及び学術研究の目的のための物品。商業的価値のない、博覧会用の物品及びサンプル。遺体を運ぶ棺。

- f. 関税消費税局長により決定される、乗客、運輸機関乗務員、国境通過者が輸入する、一定金額又は一定量の物品。
- g. 通過物品又は税関領域を通過して通過中の物品
- h. カンボジアに住所を移転する者によって輸入される、関税消費税局長が決定する数量までの、引越荷物、個人的な使用に供するもの。但し、車輛類を除く。
- i. 経済財政省によって認可された、炭化水素、その他の鉱物及び有機物等の探査と採掘のために大陸棚で使用される産業設備、及びその設備の稼働と維持管理に必要な製品。
- j. 経済財政省によって認可されたその他の物品。

上記の各項に定める物品を輸入する者は、物品が関税及び公課の免除対象として適格であることと示す証明文書を税関に提出しなければならない。

上記の a 項及び b 項に定める物品の関税及び公課の免除を申請しようとする機関または個人は、現行の手続きに則り、外務経済協力省の許可をまず取得しなければならない。

カンボジア王国の投資法の規定に則り物品を輸入しようとする者は、現行の手續と関連規程に従わなくてはならない。

第 2 条

関税法第 27 条の規定により、関税及び公課の一部免除が、特定品目及び特定適格輸入者に与えられる。

次に掲げる物品が、関税及び税金の一部免除対象となる。

- a. 現行法の規定により、関税及び公課が一部免除される物品
- b. 農業用の種子及び繁殖用動物
- c. 修理、加工、試験の対象となる予定の物品
- d. 同一国に再輸入される物品
- e. 公的目的のために政府が輸入した物品及び一時的許可の形態で輸入された物品
- f. 経済財政省が決定するその他の物品

本条に定める物品を輸入する者は、物品が関税及び公課の一部免除対象として適格であることと証明する証拠文書を税関に提出しなければならない。

第 3 条

次に掲げる条件が、船舶上の食糧及び消耗品に関して適用される。

— 海外から到着した船舶上の食糧及び消耗品で、乗務員及び乗客が消費するためのものである場合は、それらが陸揚げされない限り、輸入関税及び公課の対象とはならない。税関職員は、それらの食糧や消耗品が収納されているキャビネットや個室を封印することができる。

— 食糧及び消耗品は、税関申告と関税及び公課の支払が完了しない限り、税関領域に陸揚げ

してはならない。

－ 海外に向かう船舶上に搭載された、基本的必要量を超えない食糧及び消耗品は、輸出関税及び公課の対象とはならない。

－ いかなる場合であっても、乗務員と乗客の数、出向する船舶に積み込まれた食糧と消耗品の品目と数量は、船積指図書に記載され、税関職員の承認を得なければならない。

－ 本条に定める食糧及び消耗品の数量について、税関職員が過大と認める場合は、当該食糧及び消耗品は関税及び公課の対象となる。

－ カンボジアの船舶が関税領域である港湾に帰港した場合、船長は、出航時に発行された船積指図書を再提出しなければならない。食糧及び消耗品の残余は、関税及び公課免除で陸揚げすることができる。

第4条

次に掲げる条件が、航空機上の食糧及び消耗品に関して適用される。

－ 海外から到着した航空機上の基本的必要量を超えない食糧及び消耗品は、それらが積み下ろされない限り、輸入関税及び公課の対象とはならない。

－ 食糧及び消耗品は、税関申告と関税及び公課の支払いが完了した場合に限り、税関領域に積み下ろすことができる。

－ 海外に向かう航空機上に搭載された、基本的必要量を超えない食糧及び消耗品は、輸出関税及び公課の対象とはならない。

第5条

本省令に反する全ての規程は無効とする。

第6条

関税消費税局を担当する王国政府代表、事務局長、内閣担当局長、関税消費税局長、経済財政省の関係部局は、関係する機関と担当者を含めて、署名の日から本省令の各条を有効に施行する。

上級大臣兼経済財政大臣

署名

キエット・チョン

写し提出先:

王宮省

上院事務局

国民議会事務局

カンボジア王国サムダッチ・アカ・モハ・セナ・バデイ・テコ フン・セン首相府

閣僚評議会

「今後通達する」

関税消費税局

第6条に規定する通り

カンボジア商工会議所

「広報協力と実施のため」

官報

公文書保管所